

清里町地球温暖化防止実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく実行計画
(令和3年度～令和7年度)

令和3年7月

清 里 町

目 次

第1章 基本的事項

1. 計画策定の背景……………2
2. 計画目的……………2
3. 基準年度・計画期間・目標年度……………3
4. 対象範囲……………3
5. 対象とする温室効果ガス……………4

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス排出量……………4
2. 要因別の排出状況……………4
3. 削減目標……………5

第3章 具体的な取組

1. 施設設備の改善等……………6
2. 物品購入等……………6
3. その他の取組……………6

第4章 推進・点検体制

1. 推進体制……………7
2. 点検体制……………7
3. 進捗状況の公表……………8

第1章 基本的事項

1. 計画策定の背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。（特に、公共施設等が含まれる「業務・その他部門」については40.0%の削減が必要です。）同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

しかしながら、この2013年度比削減目標は2021年4月22日、政府の地球温暖化対策推進本部会議の会合で従来の26.0%減から46.0%減へ大幅増加し見直されました。そのことにより、さらなる高い効果のある計画策定及び行動が求められているところです。

本町においても、平成28年に策定した第3期清里町地球温暖化防止実行計画の点検等を踏まえ、第4期計画を策定し、地球温暖化の防止に向けた取組を推進していきます。

2. 計画目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）第21条第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものです。

本町の事務事業の実施にあたっては、本実行計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

3. 基準年度・計画期間・目標年度

本計画における削減目標の基本的な考え方は国の削減目標年度に準拠することとします。したがって基準年度を平成25年度（2013年度）とし、第4期の計画期間を令和3年度～令和7年度までの5年間、第5期計画を令和8年度～令和12年度（2030年度）の5年間の予定とします。長期目標として令和12年度の削減目標を基準年度比40%減として設定し、温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを推進します。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて計画の見直しを行います。

（基準年度からの削減目標率一覧）

年度	基準年度からの削減率
基準年度 (H25年度)	—
計画目標年度 (R7年度)	△15%
長期目標年度 (R12年度)	△40%

4. 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とします。

なお、指定管理者制度により外部委託となっている施設については本実行計画から除外します。

（対象施設一覧）

施設名	施設名
清里町役場	上水道施設
町民会館	下水道施設
札弦センター	生涯学習総合センター
緑センター	小中学校（付帯施設含む）
保健福祉総合センター	学校給食センター
廃棄物処理施設	体育施設
葬斎場	きよさと情報交流施設
町民活動施設	

（除外する施設）

・建設機械センター・緑清荘・パパスランド・緑温泉・ケアハウスきよさと

5. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、7種類の物質のうち二酸化炭素を対象とします。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量

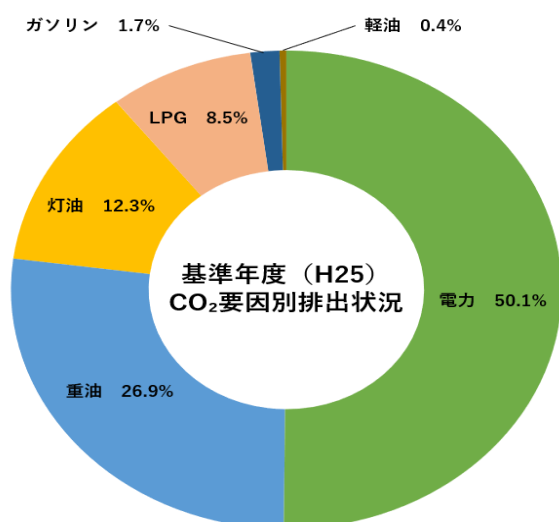
清里町の事務・事業における基準年度(平成25年度)の二酸化炭素総排出量は、3,423,384 kg-CO₂です。

区分	排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	3,423,384 kg-CO ₂

2. 要因別の排出状況

基準年度である平成25年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の50.1%を占め、次いで重油の使用が26.9%、灯油の使用が12.3%で全体の89.3%を占めています。

このことから、二酸化炭素排出量抑制のためには日常的なこまめな節電や、採暖の工夫などひとりひとりの小さな取り組みが非常に重要であると考えられます。



	エネルギー使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)
電力	2512469kwh	1716016.3
重油	339630ℓ	920271.6
灯油	169353.1ℓ	421601.7
LPG	97226.9Kg	291573.0
ガソリン	25721.6ℓ	59716.8
軽油	5495.0ℓ	14204.4
合計		3423383.9kg-CO ₂

3. 削減目標

平成25年度を基準年として、計画期間の最終年度である令和7年度の二酸化炭素排出量を、15%削減することを目指します。

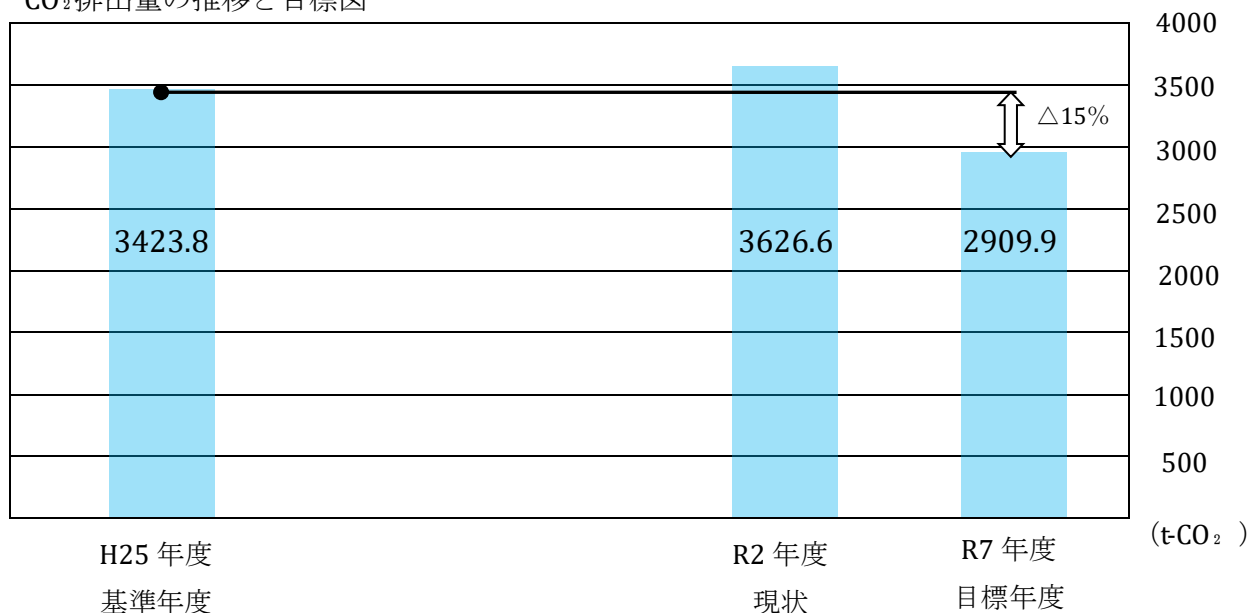
当町における平成25年度以降のエネルギー使用量の増加要因としては、平成28年度より「きよさと情報交流施設」の供用開始あげられます。しかしながら平成29年度に緑町小学校、平成30年度に光岳小学校がそれぞれ閉校し、エネルギー使用量の減少要因もいくつかあるところです。

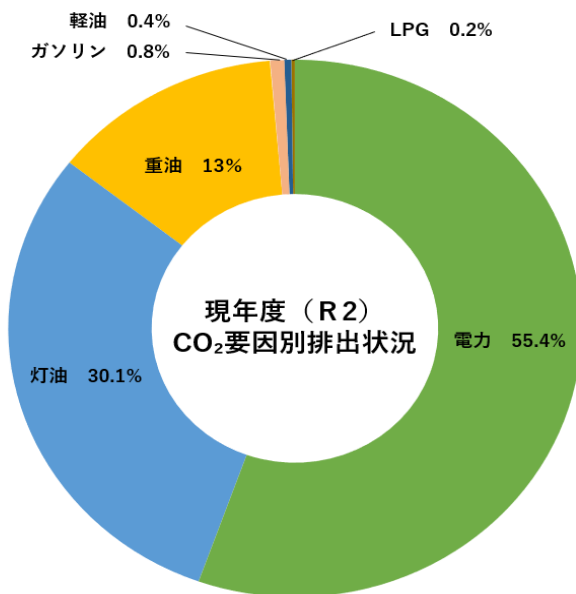
国は2030年度(令和12年度)には温室効果ガス排出量を平成25年度比で46.0%減とする、極めて高い目標を掲げているところですが、当町においても国の目標に基づいた計画を策定し、可能な限りの削減に努めていくところです。

これまでの日常的な取り組みもあり、施設等によってはさらなるエネルギー使用量の削減が困難な場合もありますが、事務活動における省エネルギーの推進や、再生可能エネルギーの活用等で目標の達成に向けて努力していきます。

区 分	基準年度排出量 平成25年度	削減目標	目標年度排出量 令和7年度
二酸化炭素 (CO ₂)	kg-CO ₂ 3,423,384	15%	kg-CO ₂ 2,909,876

CO₂排出量の推移と目標図





令和2年度CO₂排出量の内訳

	エネルギー使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)
電力	3345255kwh	2010498
重油	175000ℓ	474185
灯油	438788.4ℓ	1092356
LPG	1090kg	6505
ガソリン	12762.3ℓ	29630
軽油	5180.ℓ	13391
合計		3626566kg-CO ₂

第3章 具体的な取組

1. 施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努めます。
- ・断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）を導入します。
- ・LED照明への買い換えを順次行います。
- ・公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリッドカーの導入を図ります。
- ・公共施設の緑化を推進します。

2. 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入等に努めます。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入します。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入します。

3. その他の取組

- ①電気使用量の削減

- ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努めます。
 - ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行います。
 - ・トイレ、調理室等に利用者がいない場合は消灯します。
 - ・退庁時に身の回りの電気器具の電源オフを徹底します。
 - ・OA機器等の電源をこまめに切るように努めます。
 - ・再生可能エネルギーを導入することにより、電力の自給自足を推進します。
- ②燃料使用量の削減
- ・冬期間の各施設の暖房については適切な温度に設定し燃料使用量の削減に努めます。
 - ・車両の急発進、急加速をせず、エアコンは適切な温度で使用する等エコドライブに努めます
 - ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。
 - ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、アイドリングストップを徹底します。
 - ・温泉熱や地中熱などの再生可能エネルギーの導入を推進します。
- ③ゴミの減量、リサイクル
- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図ります。
 - ・廃棄物の分別排出の徹底に努めます。
 - ・使い捨て容器の購入は極力控えます。
- ④用紙類
- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努めます。
 - ・リサイクル用紙の購入に努めます。
- ⑤水道
- ・トイレ、給湯室などにおいて、日常的に節水を心がけます。
- ⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進
- ・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行います。
 - ・クールビズ・ウォームビズを推進します。
 - ・施設の暖房は、利用状況に応じた管理を行います。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

本町が掲げる温室効果ガス削減目標の達成のため、以下の組織を置き、計画の着実な推進と進行管理を行います。

(1) 推進本部

副町長を本部長とし、その他、管理職等の構成員をもって組織します。

計画の承認、見直し及び計画の推進点検を行います。

(2) 事務局

事務局を町民課町民生活グループに置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

2. 点検体制

事務局は、定期的に進捗状況の把握を行い、推進本部において年1回の点検評価を行います。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回広報紙やHP等により公表します。その際、単なる進捗や結果の報告にならぬよう留意し、計画推進の事例や改善方法等も交えたものとなるようにします。